

福岡県公報

令和 7 年 11 月 11 日
第 645 号

目次

告 示（第635号・第636号）

- 道路の区域の変更（道路維持課）…………… 1
- 道路の供用の開始（道路維持課）…………… 1

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更決定（農村森林整備課）…………… 1
- 土地改良区の定款の変更の認可（農村森林整備課）…………… 2
- 開発行為に関する工事の完了（開発・盛土指導課）…………… 2
- 落札者等の公示（教育庁財務課）…………… 2
- 特定危険薬物の指定の失効（薬 務 課）…………… 2
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集（農山漁村振興課）…………… 3

教育委員会

- 令和 7 年度福岡県教育文化表彰（教育庁総務企画課）…………… 3

人事委員会

- 審査請求の審査の打ち切り決定の公示送達について（人事委員会事務局給与公平課）…………… 5

公安委員会

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集（警察本部生活保安課）…………… 5

告 示

福岡県告示第635号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	道路の 種 類	路 線 名	変 更 前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	三 川 田主丸 線	前	久留米市田主丸町豊城1276番2先から 久留米市田主丸町豊城62番1先まで	8.1 ～ 17.7	189.2
			後	久留米市田主丸町豊城1276番2先から 久留米市田主丸町豊城62番1先まで	8.1 ～ 21.4	189.2

福岡県告示第636号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和 7 年 11 月 11 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備 事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	三 川 田主丸 線	久留米市田主丸町豊城1276番2先から 久留米市田主丸町豊城62番1先まで

公 告

公告

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 7 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営新星野 2 期地区土地改良（農用地保全）事業変更計画書の写し	令和 7 年 11 月 11 日から 令和 7 年 12 月 10 日まで	八女市役所 星野支所

公告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
筑後川土地改良区	令和 7 年 10 月 29 日

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 開発区域に含まれる地域の名称
小郡市二森字垣添 495 番 1、495 番 3 及び 495 番 4
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北九州市小倉北区明和町 9 番 1 号
株式会社海王
代表取締役 竹下 晃平

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和 7 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
実習船「海友丸」第 2 種中間検査受検及び修繕工事
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県立水産高等学校 共同運航事務局
 - 所在地
福津市津屋崎四丁目 46 番 14 号
- 落札者を決定した日
令和 7 年 10 月 16 日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名
サンセイ株式会社下関工場 工場長 原田 裕之
 - 住所
山口県下関市彦島本村町三丁目 5 番 1 号
- 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）
74,800,000 円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告日
令和 7 年 9 月 2 日

公告

福岡県薬物の濫用防止に関する条例（平成 26 年福岡県条例第 57 号）第 16 条第 1 項の規定により特定危険薬物の指定が次のとおり効力を失ったので、公告する。

令和 7 年 11 月 11 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 失効した特定危険薬物の名称
 - 化学名 N－（2－メチルフェニル）－N－〔1－（2－フェニルエチル）ピペ

リジン－４－イル〕プロパンアミド及びその塩類

- (2) 化学名 2－{2－〔(4－エトキシフェニル)メチル]－5－メチル－1H－ベンゾ[d]イミダゾール－1－イル}－N, N－ジエチルエタン－1－アミン及びその塩類
- (3) 化学名 3－[2－(ジメチルアミノ)エチル]－1H－インドール－4－イル＝プロピオナート及びその塩類

2 失効の理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物及び同法第76条の4に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第105号）の施行により、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第15項に規定する大臣指定薬物に指定されるに至ったため。

3 失効年月日

令和7年11月8日

4 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

公告

森林法第10条の2に基づく開発行為の許可申請に対する処分に係る審査基準の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

令和7年11月11日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見募集期間

令和7年11月11日から令和7年12月11日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県農林水産部農山漁村振興課に備え置きます。

教育委員会

福岡県教育委員会告示第8号

福岡県教育委員会表彰規則（昭和44年福岡県教育委員会規則第10号）第2条の規定に基づき、令和7年度福岡県教育文化表彰を受けたものを、同規則第5条の規定により次のように告示する。

令和7年11月11日

福岡県教育委員会

〔児童生徒の部〕

（個人）

表彰年月日	所 属 名	氏 名
令和7年11月8日	福岡県立太宰府高等学校	吉瀬 翼
〃	久留米大学附設高等学校	坂本 翔
〃	久留米大学附設高等学校	谷 瞳
〃	宗像市立河東小学校（卒業生）	阿波 柚子菜
〃	福岡市立今宿小学校	小江 凜太郎
〃	福岡市立小笹小学校	小野田 晟大
〃	春日市立春日原小学校	西尾 友利
〃	福岡市立高取小学校	平林 篤樹
〃	宗像市立河東中学校	寺山 千尋
〃	福岡市立板付中学校	東山 珠那
〃	福岡市立元岡中学校	身深 由依
〃	吉富町外一市中学校組合立吉富中学校	和氣 佳汰
〃	博多高等学校	小山田 泰我
〃	博多高等学校	久島 大空
〃	豊国学園高等学校	古城 佑馬
〃	大牟田高等学校	高橋 南乃
〃	福岡県立光陵高等学校	鶴田 利菜子
〃	博多高等学校	刀根 遥緋
〃	九州産業大学付属九州高等学校（卒業生）	播磨 亮汰

〃 福岡県立東鷹高等学校 二橋 真音衣
〃 福岡県立八幡中央高等学校 松原 敬
〃 福岡県立筑紫丘高等学校 牟田 蒼
〃 福岡県立北九州高等学校 村田 哲成
〃 福岡県立北九州高等学校 森松 倖生

(団体)

表彰年月日

団 体 名

令和7年11月8日 福岡市立西高宮小学校
〃 福岡県立鞍手高等学校放送部
〃 精華女子高等学校吹奏楽部
〃 筑紫女学園高等学校文芸部
〃 福岡県立宗像高等学校電気物理部
〃 福岡県立青豊高等学校ダンス部
〃 中村学園女子高等学校剣道部
〃 福岡大学附属大濠高等学校剣道部
〃 福岡大学附属大濠高等学校男子バスケットボール部
〃 ゴールデンハーツバトンチーム
〃 H C 春 吉 J r .
〃 福岡 如 水 館
〃 第22回全国ホープス選抜卓球大会福岡県選抜男子チーム
〃 第30回全国ジュニア・ラグビーフットボール大会福岡県中学生女子代表
〃 太陽生命カップ2024第15回全国中学生ラグビーフットボール大会福岡県中学生女子代表
〃 第78回国民スポーツ大会バスケットボール競技少年男子福岡県選手団

〔一般の部〕

1 社会教育部門

(個人)

表彰年月日

所 属 名

職 名

氏 名

令和7年11月8日 福岡県地域婦人会連絡協議会 顧問 木下 幸子
〃 福岡県公立高等学校PTA連合会 顧問 國貞 健一
〃 福岡県立図書館ブックトークボランティア〔本の楽しさとくけ便〕 元代表 仲西 まゆみ

(団体)

表彰年月日

団 体 名

令和7年11月8日 小郡市立小郡中学校 P T A
〃 那珂川市立那珂川中学校 P T A
〃 筑紫野市立二日市小学校 P T A
〃 学 び す と 春 日
〃 福岡県立山門高等学校父母教師会

2 学術・文化部門

(個人)

表彰年月日

所 属 名

職 名

氏 名

令和7年11月8日 福岡県文化財保護審議会 委員・専門委員 上原 誠一郎
〃 みやま市文化財専門委員会 委 員 大城 美知信

3 体育・スポーツ部門

(個人)

表彰年月日

所 属 名

氏 名

令和7年11月8日 一般社団法人日本車いすラグビー連盟/Fukuoka DANDELION 安藤 夏輝
〃 株式会社ゼンリン 上田 百寧
〃 一般社団法人全日本テコンドー協会 原田 涼平

(団体)

表彰年月日

団 体 名

令和7年11月8日 日本経済大学男子バスケットボール部
〃 第78回国民スポーツ大会ラグビーフットボール競技女子福岡県選手団

4 学校保健部門

(個人)

表彰年月日

所 属 名

職 名

氏 名

令和7年11月8日 一般社団法人大牟田医師会 学校医 木村 徹
〃 一般社団法人大牟田医師会 学校医 向坂 裕夫
〃 一般社団法人福岡市医師会 学校医 中野 正彬
〃 福岡市学校歯科医会 学校歯科医 秋本 啓治

〃	公益社団法人北九州市歯科医師会	学 校 歯 科 医	井 尾 尚
〃	一般社団法人大牟田歯科医師会	学 校 歯 科 医	松 田 宏 一
〃	公益社団法人八幡薬剤師会	学 校 薬 剤 師	長 田 耕 一
〃	一般社団法人門司薬剤師会	学 校 薬 剤 師	白 石 公 子
〃	一般社団法人福岡市薬剤師会	学 校 薬 剤 師	高 木 淳 一

5 教育行政部門

(個人)

表彰年月日	所 属 名	職 名	氏 名
令和 7 年 11 月 8 日	嘉 麻 市 教 育 委 員 会	前 教 育 長	木 本 寛 昭
〃	粕 屋 町 教 育 委 員 会	前 教 育 長	西 村 久 朝
〃	八 女 市 教 育 委 員 会	前 教 育 長	橋 本 吉 史
〃	鞍 手 町 教 育 委 員 会	前 委 員	藤 井 睦 彦
〃	福岡県人権啓発情報センター	館 長	谷 口 研 二

6 学校教育部門

(個人)

表彰年月日	所 属 名	職 名	氏 名
令和 7 年 11 月 8 日	筑 後 市 立 下 妻 小 学 校	前 校 長	北 島 孝 徳
〃	糸 島 市 立 南 風 小 学 校	前 校 長	廣 渡 一 郎
〃	添 田 町 立 添 田 小 学 校	前 校 長	益 田 茂
〃	福岡県立小倉高等学校	校 長	石 川 一 仁
〃	福岡県立直方高等学校	校 長	杉 野 晴 一
〃	福岡県教育センター	副 所 長	原 口 聖 司

(団体)

表彰年月日	団 体 名
令和 7 年 11 月 8 日	朝 倉 市 立 秋 月 中 学 校
〃	福 岡 県 立 西 田 川 高 等 学 校

人事委員会

福岡県人事委員会告示第 1 号

不利益処分についての審査請求に関する規則（平成16年福岡県人事委員会規則第26号）第62条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、次のとおり公示します。

令和 7 年 11 月 11 日

福岡県人事委員会委員長 馬 場 貞 仁

1 事案番号

昭和43年（不）第58号事案

2 審査請求人の氏名

中西 績介

3 公示事項

昭和43年 7 月 23 日付けで提起のあった審査請求について、不利益処分についての審査請求に関する規則第13条第 1 項第 3 号の規定により、令和 7 年 10 月 28 日付けで、審査の打ち切りを決定しました。

当該決定に関する通知文は、当委員会が保管しており、いつでもその送付を受けるべき者に交付します。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第334号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第37条第 1 項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく審査基準（案）について、次のとおり意見を募集する。

令和 7 年 11 月 11 日

福岡県公安委員会

1 意見を募集する審査基準（案）

- 風営法第 3 条第 1 項に基づく風俗営業の許可（第 4 条第 3 項の規定の適用がない場合に限る。）に係る審査基準（案）
- 風営法第 3 条第 1 項に基づく風俗営業の許可（第 4 条第 3 項の規定の適用がある場合に限る。）に係る審査基準（案）
- 風営法第 7 条第 1 項に基づく風俗営業の相続の承認に係る審査基準（案）
- 風営法第 7 条の 2 第 1 項に基づく風俗営業者たる法人の合併の承認に係る審査基

準（案）

(5) 風営法第7条の3第1項に基づく風俗営業者たる法人の分割の承認に係る審査基準（案）

(6) 風営法第31条の22に基づく特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がない場合に限る。）に係る審査基準（案）

(7) 風営法第31条の22に基づく特定遊興飲食店営業の許可（第31条の23において準用する第4条第3項の規定の適用がある場合に限る。）に係る審査基準（案）

(8) 風営法第31条の23において準用する第7条第1項に基づく特定遊興飲食店営業の相続の承認に係る審査基準（案）

(9) 風営法第31条の23において準用する第7条の2第1項に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の合併の承認に係る審査基準（案）

(10) 風営法第31条の23において準用する第7条の3第1項に基づく特定遊興飲食店営業者たる法人の分割の承認に係る審査基準（案）

2 意見募集期間

令和7年10月28日から令和7年11月16日まで

3 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。